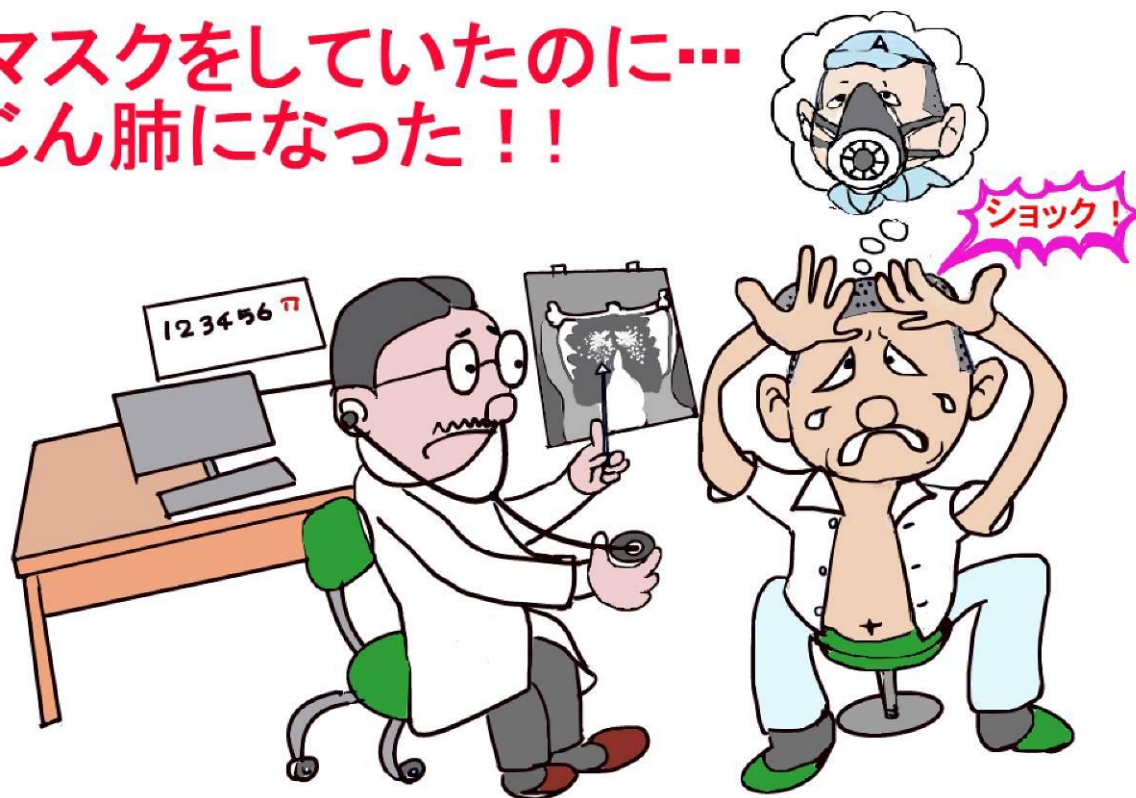


防じんマスクを使用していたが、「じん肺」発症

マスクをしていたのに…
じん肺になった！！



全従業員に特別教育が必要！

【発生状況】 Aさんは従業員12人の小規模ゴム工場で、入社以来10年間、混合機の中に袋より原料を投入しているが、混合機が密閉でないので吸引排気されておらず、粉じんが舞い上がっている。この作業は粉じん則別表第2第10号に定める「特定粉じん作業」に該当する。Aさんは入社の際に「防じんマスク」を支給されたので説明書を読んで使用した。いままで会社では「じん肺健診」を行っていなかったが、行わなければならないことを知って今年より実施することとなった。はじめて受けた「じん肺健診」の結果はAさんと同僚のBさんの2名が「管理2」であり、保護具をいつも使用していたAさんにとってこの結果はショックであった。作業場の作業環境測定を行っており、平成20年までの長い期間は第1～第2管理区分が続いていたが、生産量が多い時は第3管理区分のこともあった。平成21年に粉じんの管理濃度が改訂され厳しくなからは、毎回第3管理区分であった。なお、Aさん達従業員全員は「粉じん作業特別教育」を受けていなかった。

【発生原因分析】 この場合、原因は次の通りと考えられる。

- ① 第1に、従業員が「粉じん作業特別教育」を受けていなかった。
- ② 次に、「じん肺健康診断」を行っていなかった。
- ③ 管理区分に対応した作業環境改善等の措置、すなわち装置を密閉化し、局所排気装置で吸引することにより粉じん発生を防止する措置をとらなかった。
- ④ 防じんマスクの取扱いがよくなかった。
(イ 「保護具着用管理責任者」の未選任。
ロ フィルター交換は作業者の判断。
ハ マスク面体と顔面との密着性の未確認。)

【対応策】 対応策としては、次のようなものが考えられる。

- ① 関係全従業員に対して「粉じん作業特別教育」を受けさせ、粉じん取扱い上の必要な知識（粉じん発散防止・換気、作業場管理、保護具、健康管理等）を修得させること。
【労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条、粉じん則第22条】
- ② 「じん肺健康診断」をじん肺法（粉じん作業従事の有無とじん肺管理区分との関連で、健康診断頻度が定められている）に応じて定期的に行うこと。**【じん肺則第8条】**
- ③ 管理区分に対応した措置（第2管理区分の場合は設備・作業方法等の点検と改善の努力、第3管理区分の場合は設備・作業方法等の点検・改善、呼吸用保護具の使用、健康診断の実施等）を行うこと。
【管理濃度：作業環境評価基準別表】
【必要な措置：労働安全衛生法第65条の2、粉じん則第26条の3】
- ④ 防じんマスクについては、次の措置を執ること。
【通達：平成17年2月7日付 基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」】
イ 「保護具着用管理責任者」を選任して保護具の適切な管理（使用・保管の管理）を行うこと。
ロ フィルターの交換基準（例えば、作業場所の粉じん濃度に基づきフィルターの交換インターバルを決める等）を定め、交換日台帳を整備する。
ハ マスク面体と顔面との密着性の確認（フィットテストの実施）をすること。